

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの経営理念である「福祉コミュニティの創造」「生き甲斐の創造」「ケア産業の創造」の3つの創造により、当社の持続的な企業価値の向上を実現するためには、事業を継続する中で社会的課題を抽出して、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことが必要不可欠であります。

特に、当社グループは主たる事業として介護・福祉・医療に関する法令に基づくサービスの提供を行っており、公的各種保険制度から報酬を受ける立場にあるため、コンプライアンスを重視し、社会的責任を果たす透明度の高い経営組織の構築が求められます。

当社グループは、株主からの受託者責任をはじめとした様々なステークホルダーに対する責務を認識し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことのできるコーポレート・ガバナンス体制の構築と運用に取り組んでまいります。

また、当社はコーポレート・ガバナンスに係る基本的な体制として「監査役制度」を採用し、監査役及び監査役会を設置し、各監査役は監査役会の方針及び監査役会監査規則に基づき、代表取締役及び各取締役の業務執行を監査・監視しております。あわせて、監査役の過半数を社外監査役とすることで、監査役会の独立性及び監査業務の客観性を確保しております。

内部監査に係る機関としては、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。内部監査室は職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、指摘事項及び改善状況を代表取締役社長へ報告しております。

会計監査につきましては、監査法人と監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法監査を受け、監査法人との連携を密にすることで会計監査の実効性向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4)株主総会における権利行使

当社におきましては、現在の株主構成における海外投資家の比率に鑑み、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて対応を検討してまいります。

(原則4-2-1)経営陣の報酬決定

当社の取締役の報酬の決定に関する方針の内容及び決定方法は当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.「取締役報酬関係」に記載しております。より客観性、透明性ある手続を確保する報酬制度を設計すべく、ガバナンス委員会にて議論を行っております。

(原則4-11)取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、取締役9名、監査役5名の計14名で構成され、員数は企業規模において適正であると考えております。役員は全員男性であり、女性役員は選任されておませんが、今後の女性役員の選任について、ガバナンス委員会にて議論を行っております。現在は、女性執行役員1名を登用し、取締役会に同席し議論に参加するなど、取締役会の多様性確保に向けて努めております。

(原則5-2)経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、中期経営計画の公表を行っておりませんが、開示資料や株主総会、決算説明会等を通じて、収益力・資本効率等の目標を提示するとともに、設備投資や人材戦略について説明しております。今後、中期経営計画の公表についての検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)政策保有株式

当社におきましては、持続的な企業価値の向上のため、業務提携等の関係強化を目的として政策保有株式を保有いたします。関係強化によって得られる利益と投資額等を総合的に勘案して当社の企業価値の向上に資するかどうかの観点から投資の可否を判断しております。

なお、政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案について株主価値の毀損に繋がるものではないかという観点から個別具体的に賛否を判断することとしております。

(原則1-7)関連当事者間の取引

当社では、関連当事者取引管理規則を制定し、取引の事前把握に努めるとともに、取引の合理性や公正性を判定し、適正な手続を確保しております。また、事後的に適正な承認手続を経ているかの確認を行うとともに、当社及び子会社の役員に対し、毎年関連当事者取引の有無を確認するアンケート調査を実施しております。

(原則2-6)企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金基金制度がないため、アセットオーナーとして企業年金積立金の運用を行っておりません。

(原則3-1)情報開示の充実

(1)「経営理念、経営戦略・経営計画」を当社ホームページ(<http://www.saint-care.com/company/philosophy/>)や決算説明資料(<http://www.saint-care.com/ir/library/>)、本報告書等にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載しております。

(3)取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.【取締役報酬関係】に記載しております。

(4)取締役・監査役候補の指名の方針と手続

・取締役・監査役候補の指名の方針と手続

当社の取締役および監査役の指名については、経営理念を実現できる高い倫理観と意思を有する人物を選任する基本方針の下、以下の基準に基づいて選任を行うこととしております。

取締役候補の指名基準

取締役は、当社の企業文化の理解を有し、人格並びに見識ともに優れ、取締役としての職責を全うできる経営感覚を有する人物とする。

監査役候補の指名基準

監査役は、当社の企業文化の理解を有し、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人物とする。

取締役・監査役の指名手続き

代表取締役に候補者案を作成し、ガバナンス委員会での検討を行い、取締役会に提出し株主総会に上程する。なお、監査役候補者については監査役会の同意を得て取締役会に提出する。

・取締役の解任の基準と手続き

取締役の解任基準

取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由があった場合とする。

取締役の解任手続き

ガバナンス委員会の各委員が、取締役の解任の審議をガバナンス委員会に提出し、解任基準の該当性について審議を経た上で、取締役会に提出し株主総会に上程する。

(5)取締役候補者並びに監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名の理由については、株主総会招集通知(<http://www.saint-care.com/ir/shareholders/>)にて開示しております。

(補充原則4-1-1)経営陣への委任の範囲

当社においては、取締役会規程において法令及び定款等が定める事項、経営上の重要事項の意思決定について取締役会で決議することを定めております。それ以外の事項についての意思決定、業務執行については経営陣に委任し、権限規程等において社長、取締役、執行役員、部長等の決定権者につき、裁裁、協議、審議等に関する権限を定めて明確化しております。より実効性のある取締役会の議論を行うために、ガバナンス委員会にて権限移譲の範囲の見直しを検討してまいります。

(原則4-9)独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では東京証券取引所の定める独立性基準を満たすことを前提に、当社の事業において独立した立場で有益な監視を行うことができるかどうかという観点から独立性を判断しております。

(補充原則4-10-1)任意の諮問委員会

当社では、取締役会の任意の諮問委員会として、構成員の半数を社外取締役とし、かつ、社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置して、指名・報酬をはじめとして広くコーポレート・ガバナンスにかかる課題について検討しております。

(補充原則4-11-1)取締役会全体の構成に関する考え方

当社では、取締役会の実効性を確保するために、各役員の知識・経験・能力を取締役会全体としてバランス良く備え、構成の多様性と適正規模を両立させることを基本方針とする。

(補充原則4-11-2)取締役および監査役の兼任状況

取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じ毎年開示を行っております。

取締役2名が、それぞれ当社グループ以外の他の上場会社1社の社外取締役(非常勤)を兼任し、また、監査役1名が、当社グループ以外の他の上場会社1社の監査役を兼務しておりますが、当社における役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を当社の業務に振り向ける体制を維持しております。

また全ての取締役・監査役に対し、毎年関連当事者取引の有無とともに兼任状況を確認するアンケート調査を実施しており、状況を管理する体制を整備しております。

(補充原則4-11-3)取締役会の実効性に関する分析・評価の概要

当社では、取締役および監査役へのアンケートを実施するとともに必要に応じてヒアリングを行い取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。前事業年度の分析・評価の概要は以下のとおりです。

- ・社外役員向けの事前説明会は有効に機能している。
 - ・取締役会から執行体への権限移譲の要請は高いものの、改善が進んでいない。
 - ・新規事業への取締役会によるモニタリングが十分でない。
 - ・中期経営計画に関する取締役会での議論、進捗確認が十分でない。
 - ・取締役会の構成、社外取締役及び社外監査役の知識・経験・能力や人数、活動は適切である。
 - ・IR施策について取締役会での議論が行われていない。
 - ・新任役員に対するトレーニングが不足している。
 - ・実効性評価を踏まえたアクションプランのPDCAが定着してきている。
 - ・新しく設置された任意の諮問委員会のガバナンス委員会で活発な議論が行われているが、合意形成に向けた更なる議論が必要である。
- 上記を踏まえて、実効的な取締役会の運営に努めてまいります。

(補充原則4-14-2)取締役及び監査役に対するトレーニング

当社では、取締役・監査役・執行役員を対象として、年1回上場会社の経営陣・監査役として期待される職責を向上させる目的で研修を実施しております。

また、各取締役・監査役に適合した業務遂行上必要な研修・セミナー等を受講した場合には、その費用について負担をしております。

(原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針

当社では、代表取締役社長直轄の経営企画室長がIR担当として株主との対話を促進する役割を担い、総務、財務、経理、法務部門を統括する取締役管理本部長と連携し、IR活動を実施しております。

当社は、第一に、株主総会を株主との重要な対話の場としてとらえており、十分な開示と説明に努めます。次に、株主との個別面談についても積極的に行うように努め、投資家向けの決算説明会を四半期に1度開催しております。

株主、投資家等との対話により得られた意見については、経営企画室にて取りまとめ、その重要性に応じて経営陣にて共有することとしておりま

す。

なお、株主間の公平性の観点からインサイダー情報の管理には十分留意し、重要な情報は適時に開示してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社村上企画	8,994,600	36.23
村上美晴	2,793,900	11.25
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB FOR HEALTHINVEST SMALL AND MICROCAP FD(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	973,900	3.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	606,200	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	590,100	2.38
安藤幸男	586,600	2.36
セントケア従業員持株会	541,804	2.18
株式会社ジェイ・エス・ピー	475,500	1.92
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	377,400	1.52
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	375,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
瀬尾恵	他の会社の出身者													
山口公明	他の会社の出身者													
香藤繁常	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬尾恵			当社の社外取締役については、客観的かつ専門的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。 同氏は経営者としての豊富な経験と経営に関する高い識見を有していることから、当社経営の透明性確保およびコーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏との間に利害関係はなく、経営陣から独立した立場にあり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

山口公明		当社の社外取締役については、客観的かつ専門的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。 同氏は長年の金融機関の経験と経営者としての経験を有することから、その職歴および識見を活かして、客観的に当社の経営の監督を行う社外取締役として適切な人材であると判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏との間に利害関係はなく、経営陣から独立した立場にあり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
香藤繁常		当社の社外取締役については、客観的かつ専門的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。 同氏は長年の企業経営に関する経験と知識を有することから、その職歴および識見を活かして、当社コーポレート・ガバナンスの強化に資する人材であると判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏との間に利害関係はなく、経営陣から独立した立場にあり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

ガバナンス委員会は、取締役会の任意の諮問機関として設置され、各委員は取締役会にて選任し、委員長は社外取締役の中から選定することとしております。また、ガバナンス委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担うこととしております。

ガバナンス委員会の機能

- ・取締役及び監査役の選任手続き
代表取締役にて候補者案を作成し、ガバナンス委員会での検討を行い、取締役会に提出し株主総会に上程する。なお、監査役候補者については監査役会の同意を得て取締役会に提出する。
- ・取締役の解任の手続き
ガバナンス委員会の各委員が、取締役の解任の審議をガバナンス委員会に提出し、解任基準の該当性について審議を経た上で、取締役会に提出し株主総会に上程する。
- ・その他、広くコーポレートガバナンスにかかる課題について検討を行う。

ガバナンス委員会の活動状況

ガバナンス委員会は、前事業年度においては、計6回開催され、役員の指名・解任基準、取締役会の構成、後継者計画、中期経営計画に関する課題について検討が行われました。各委員の出席状況は、社内取締役、社外取締役それぞれは94.44%でした。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会及び会計監査人は、双方が監査方針・監査計画の説明を行っております。四半期及び期末には会計監査人より監査報告書にて詳しく説明を受け、情報交換を図ると共に、意見交換を行い有効かつ効率的な会計監査及び内部統制の遂行について協議します。

常勤監査役は、効率的な監査遂行のため内部監査室と都度情報交換を行っております。

また、監査役は、必要に応じ、内部監査室及びその他内部統制を所管する部署に対して内部統制システムの状況及びリスク評価等について報告を求め、また、監査への協力を求めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島田和明	他の会社の出身者													
西東昇	他の会社の出身者													
白倉哲夫	他の会社の出身者													
池谷修一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田和明			常勤監査役としての経験と経営者としての経験を有することから、その職歴および見識を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益は相反せず一般株主保護のため実効性のある監視を行うことができると判断し、独立役員として指定しております。
西東昇			他社の常勤監査役としての経験と経営者としての経験を有することから、その職歴および見識を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をしております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益は相反せず一般株主保護のため実効性のある監視を行うことができると判断し、独立役員として指定しております。

白倉哲夫		他社の常勤監査役としての経験を有することから、その職歴および見識を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をしております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益は相反せず一般株主保護のため実効性のある監視を行うことができると判断し、独立役員として指定しております。
池谷修一	池谷修一氏は、当社の会計監査を行っております有限責任あずさ監査法人の出身(2016年6月まで)であります。当社は会計監査等の業務報酬として同法人へ年間40百万円(2019年3月期実績)を支払っております。	公認会計士として、会計についての豊富な経験と知識を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言を期待できることから、社外監査役として選任をしております。なお、同氏は、有限責任あずさ監査法人を退社後2年を経過しておりますので、当社と同氏との間に利害関係はなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益は相反せず一般株主保護のため実効性のある監視を行うことができると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性判断基準及び資質については、当社では東京証券取引所の定める独立性基準を満たすことを前提に、当社の事業において独立した立場で有益な監視を行うことができるかどうかという観点から独立性を判断しております。かかる観点から独立性を有すると判断した社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社規程に定めた報酬基準額および公正な評価額の算出方法に従いストックオプションの付与数を算定しております。なお、ストックオプションの割当額は年額16百万円以内とする旨を2013年6月26日開催の第31期定時株主総会にて決議しております。2009年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は8,565千円であります。2010年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は7,390千円であります。2011年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は9,221千円であります。2012年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は10,354千円であります。2013年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は10,325千円であります。2014年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は11,578千円であります。2015年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は11,327千円であります。2016年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は11,560千円であります。2017年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は13,154千円であります。2018年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は12,548千円であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

2009年株式報酬型ストックオプション(2009年7月14日取締役会決議)
2010年株式報酬型ストックオプション(2010年6月24日取締役会決議)
2011年株式報酬型ストックオプション(2011年6月28日取締役会決議)
2012年株式報酬型ストックオプション(2012年6月26日取締役会決議)
2013年株式報酬型ストックオプション(2013年6月26日取締役会決議)
2014年株式報酬型ストックオプション(2014年6月26日取締役会決議)
2015年株式報酬型ストックオプション(2015年6月25日取締役会決議)
2016年株式報酬型ストックオプション(2016年6月28日取締役会決議)
2017年株式報酬型ストックオプション(2017年6月27日取締役会決議)
2018年株式報酬型ストックオプション(2018年6月26日取締役会決議)
2019年株式報酬型ストックオプション(2019年6月25日取締役会決議)

付与対象者は当社取締役であり、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を高めること等を目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年3月期に取締役を支払った報酬額は193,948千円であり、ストックオプションとして付与した新株予約権の費用計上額12,548千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、基本報酬及び賞与で構成されており、また、取締役に對しては株式報酬型ストックオプションに関する制度を定めております。

取締役への基本報酬は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個別報酬については、役割と職責に応じて業績や経営環境を考慮して、代表取締役社長が作成した案について、ガバナンス委員会での審議を経て決定することを、取締役会決議により承認します。株式報酬型ストックオプションは株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき取締役会にて決定いたします。

監査役への基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき監査役会にて決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の情報収集及び報告・連絡については、総務部がサポートすることとし、事前に取締役会議案の概要や必要な情報を提供しております。また社外監査役は内部監査室と協議し、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告することを指示することができます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会について

当社の業務執行機関である取締役会は本報告書更新日現在において取締役9名で構成されております。なお、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役9名のうち3名を社外取締役として選任し、独立役員として指定しております。

当社においては月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、2019年3月期においては16回の取締役会が開催され、各取締役の出席率は平均98.58%となっております(前記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。)。取締役会においては、重要な設備投資や重要な契約の締結等の経営上の意思決定の他、各管掌取締役は業務執行及び監督状況の報告を行い、取締役相互間の内部牽制を行っております。また、業務執行の迅速化を図る目的で執行役員制度を採用しており、取締役会は執行役員が行った重要事項の決定及び業務執行状況の報告を受けております。

2. 監査役(会)について

監査役会は本報告書更新日現在において監査役5名で構成され、うち4名を社外監査役として選任し、独立役員として指定しております。

当社においては月1回の定例監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査状況の確認及び必要な決定・同意を行うとともに、監査役間での情報の共有化を図っております。各監査役は取締役会に出席し、取締役会での討議を通して取締役の独断を防止すると同時にグループ各社の取締役会への出席、財産状況の調査、会計監査人の監査状況及び独立性の監視等を行っております。また、監査役監査を内部監査室と連携して行うことにより監視機能を強化しております。なお、社外監査役池谷修一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査の状況

(1) 内部監査

2019年3月期において、内部監査室は341ヶ所の営業所及び子会社本社へ内部監査を実施しております。

(2) 会計監査

2019年3月期において、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 若尾 慎一
指定有限責任社員 業務執行社員 井上 倫哉
- ・監査業務に係る補助者構成
公認会計士4名、その他11名

4. 報酬の決定

取締役及び監査役の報酬については、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の限度額を株主総会において決議しており、株主からのチェックを受ける仕組みとなっております。また、ストックオプション等の報酬が発生した場合についても、法令に基づき株主総会の決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立性の高い社外監査役で構成される監査役会による監視体制が有効に機能していると判断し、現状の監査役会設置会社の体制を採用しております。

なお、社外監査役は取締役会及び重要な会議へ出席し、適法性の観点にとどまらず、外部者としての良識や経験、見識に基づいた客観的な視点からの発言をいただいております。従って、当社におきましては社外のチェックという観点から、経営の客観的・中立的な立場からの監視が機能する体制となっております。

また、客観的かつ専門的な視点を持つ社外取締役を3名選任し、経営判断の妥当性を監督することで当社経営の透明性とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるよう、2019年開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、スマートフォン及び携帯電話による議決権行使が可能となっております。
その他	株主の皆様が早期に招集通知の内容をご覧いただけるよう、招集通知の発送日前に証券取引所及び当社ホームページ(http://www.saint-care.com/ir/shareholders/)に招集通知を掲載しております。 株主総会において、事業報告等の内容をビジュアル化し、株主の皆様に分かりやすい説明を心掛けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ホームページ(http://www.saint-care.com/ir/policy/)において公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております(2019年3月期の説明会参加者は年間99名となっております)。説明会においては決算概況や今後の施策について、主に代表取締役社長及び取締役管理本部長が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、プレスリリース、招集通知などを掲載しております(http://www.saint-care.com/ir/)。また、株価情報等へのリンクを設けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門として経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報提供が公平かつ適法に行われる体制を整備するために、IRポリシー(http://www.saint-care.com/ir/policy/)を定め、適正なIR活動が行われるように努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【企業倫理・コンプライアンス】

当社グループは思想性の高い会社でありたいとの考えに基づき、役職員全員が遵守すべき会社方針として「経営方針書」を作成し、経営理念、経営戦略、行動基準および職務上の倫理等を定め、毎年更新を行っております。この経営方針書については、社内ミーティング等において日常的に内容を確認・理解する機会を設け、全役職員へ社風として根付かせる環境を整えています。

また、取締役会は業務分掌規程および権限規程を定め、各管掌取締役・執行役員及び職員の責任を明確にして職務を執行させております。またグループ各社については、関係会社管理規程を定め、グループ各社の業務執行に係る承認・報告・監査・財務諸表作成について円滑に連携が取れる体制を整備しております。

【内部監査およびリスク管理について】

代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき監査役と連携して当社各部門及びグループ各社への内部監査を実施し、業務体制及び執行状況のコンプライアンスについて独立・客観的な内部監査・評価を実施するとともに、改善等の指示を出し、代表取締役社長に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。

またリスク管理において、全社的な法的リスクについては総務部が統括し、社外弁護士5名と顧問契約を締結し、適宜必要なアドバイスを受けるなどリスク管理を行っております。

また、当社グループの主たる事業である介護サービスにおけるコンプライアンス・リスク管理を強化する事を目的として、品質管理部を設置しております。

【その他の整備状況】

公益通報者保護法に基づき、コンプライアンス違反等の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受付ける窓口「ほっとライン」を外部の弁護士事務所に委託すると同時に、当社には事務局を設置し社内通報システムを運営しております。また個人情報保護の重要性を認識し、全従業員を対象とした定期的な研修や内部監査を行うことにより個人情報保護に関する管理体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力の排除に向けた取り組みについて、反社会的勢力には毅然として対応することを宣言しております。

当社グループの経営方針書に反社会的勢力への対応姿勢を定め、全役職員が一丸となり組織全体として取り組む意識を共有してまいります。

反社会的勢力の排除に取り組む体制としては、対応部署として総務部を選定し、警察、弁護士等の外部の専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 決定事実に関する情報

当社は取締役会において重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行っております。取締役会は本報告書更新日現在において取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役5名(うち社外監査役4名)で構成され、月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。監査役は、取締役会に出席することとしております。

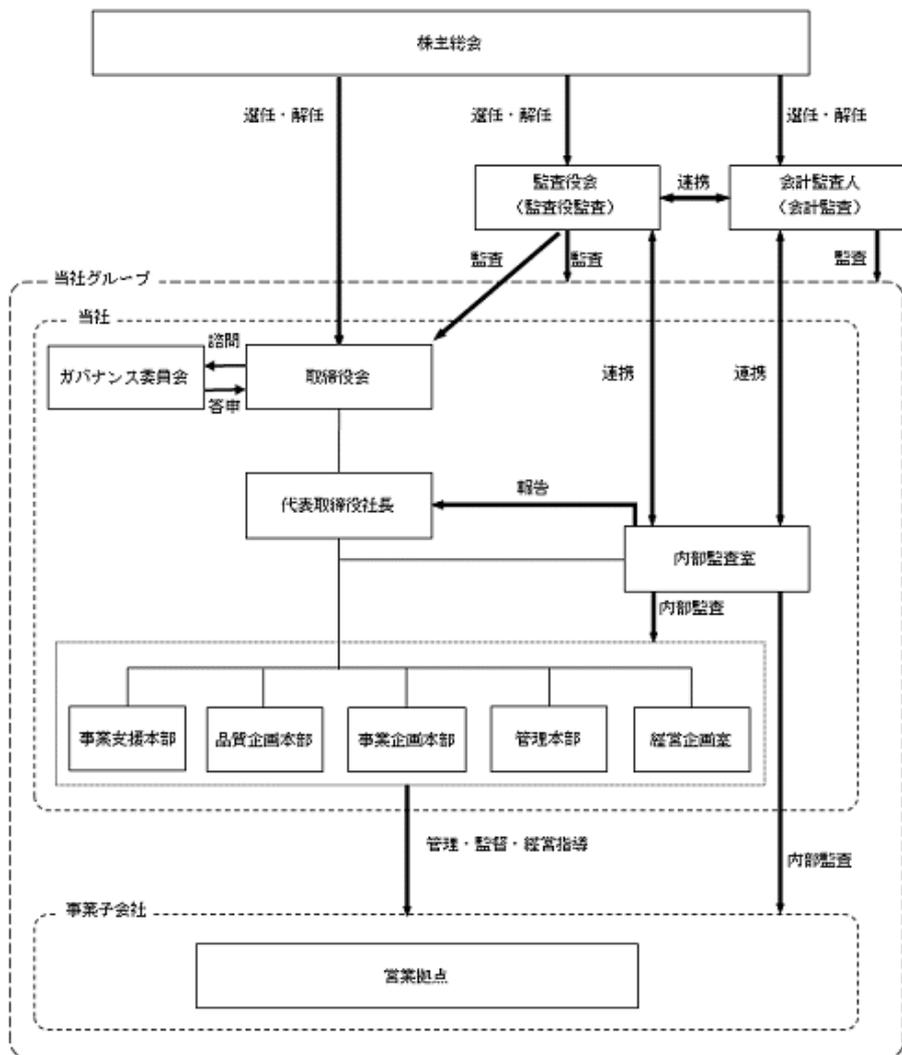
取締役会において決定される重要事実については、情報取扱責任者及び代表取締役社長が情報開示の要否について協議し、公表を要するものに関しては取引所が定める適時開示規則に従い、代表取締役社長の承認を得て、迅速かつ正確に情報の開示を行っております。

2. 発生事実に関する情報

重要な発生事実に関しては、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理本部に情報が集約されます。その後公表の要否については情報取扱責任者及び代表取締役社長と協議し、必要に応じて会計監査人、弁護士などによるアドバイスを受けた上で、速やかに情報の開示を行っております。

3. 決算に関する情報

年度決算、四半期決算に関する情報は全て財務・経理部で取りまとめ、決算数値作成中は、並行して会計監査人による監査を受けております。取締役会にて承認決議が行われた後、当日の内に決算情報を開示しております。



適時開示体制の概要図

